

彩の国観光振興地域協働事業補助金交付要領

令和4年11月25日決裁

(通則)

第1条 彩の国観光振興地域協働事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に当たっては、補助金等の交付手続きに関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号）及び彩の国観光振興地域協働事業補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）の規定によるほか、この交付要領に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 要綱第3条別表に定める補助対象外経費とは別表1のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第3条 要綱第5条第1項の期限は別表2のとおりとする。

(計画の変更)

第4条 要綱第8条第3項の変更は、別表3のとおりとする。

(実績報告書の様式)

第5条 要綱第10条第2項に定める日は3月31日とする。

2 要綱第10条第3項に定める書類は別表4のとおりとする。

(事業完了後報告)

第6条 要綱第21条に定める期限は毎年度3月31日とする。

この要領は、令和4年11月25日から施行する。

別表1 (第2条関連)

- ・補助対象者の経常的な経費(団体の事務所家賃や光熱費、事業に係る職員の人件費や旅費等)
- ・既存の旅行商品(パッケージツアー、イベント、アプリ、宿泊券等)導入に関わる経費
- ・特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの(クーポン発行など)
- ・飲食、娯楽、接待等に要する経費
- ・雑誌購読料、新聞代、加入する団体等に支払う会費等
- ・不動産や株式の購入費
- ・自動車の購入費や維持管理費(修理費、車検代、自動車税等)
- ・収入印紙・証紙の購入費、消費税及び地方消費税
- ・振込等手数料(代引き手数料を含む)、両替手数料
- ・補助金の申請書や実績報告書等の書類作成・提出に要する経費
- ・価格設定の適正性が明確でない備品等の購入費
- ・補助金交付決定日よりも前に発注、購入、契約、または補助事業終了後に納品、検収等を実施したもの。仕入れるために経費を支払った支出証拠書類に不備がある、または紛失等したもの
- ・このほか、公的な資金の用途として社会通念上不適切と認められる経費

別表2 (第3条関連)

- ・令和4年11月25日から令和5年2月28日まで

別表3 (第4条関連)

- ・代表者名の変更
- ・商号の変更

別表4 (第5条関連)

- ・補助対象経費にかかる支出証拠書類(契約書、仕様書、領収書等)
- ・事業の実施結果に係る参考資料(成果品、実施の様子が分かる写真等)